



兵庫労働局発表

令和3年3月29日（月）

【照会先】兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

（電話）078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第14報）

～緊急事態宣言解除等により労働相談は減少傾向～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、令和2年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設していますが、本年3月19日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

58,927件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 44,893人（78.2%）労働者 7,366人（12.8%）社会保険労務士 3,425人（6.0%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 42,798件（72.6%）、休業（休業手当等）5,703件（9.7%）、賃金 1,482件（2.5%）、解雇・雇止め 1,388件（2.4%）、母性健康管理措置等 1,152件（2.0%）、休業支援金・給付金 991件（1.7%）

4. 業種

製造業 11,566人、飲食業 7,364人、卸小売業 5,718人、医療・福祉業 2,612人、宿泊業 1,745人

5. 相談傾向

令和3年1月・2月は1日平均182件の相談ペースであったが、感染症拡大が鈍化傾向にあることや緊急事態宣言が解除されたこと等から、令和3年3月は1日平均152件となり、減少傾向にある。相談の9割は、事業主からの「雇用調整助成金」等申請手続きに関してだが、労働者からは「労働条件の引き下げ」等に関する相談のほか、「予防接種時の不利益取扱い」に関する相談が散見される状況。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の拡充や期間延長等の情報提供等に努めていく。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。また、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー(雇用環境・均等部指導課内) 電話 078-367-0850

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています(無料)。

2 ハローワーク助成金デスク(職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

各ハローワーク(出張所除く)にも相談窓口を設置しています(主に職業相談、雇用保険)。

3 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口(雇用環境・均等部指導課) 電話 078-367-0820

働く妊婦の方に対する『母性健康管理措置』や当該措置による『休暇取得支援助成金』にかかる女性労働者や事業主からの相談窓口を開設しています(期間:令和2年10月1日～令和4年1月31日)。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

4 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口(雇用環境・均等部指導課) 電話 078-367-0850

「企業に当該助成金を利用してもらいたい」等労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています(期間:令和2年11月24日～令和3年6月30日)。

また、小学校休業等対応助成金(個人申請分)の申請書も受け付けています。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

5 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー(労働基準部健康課) 電話 078-367-9153

職場における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業主と労働者からの相談に対応しています。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

6 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653 <受付時間> 9時～21時(土日祝も実施)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問合せのほか、小学校休業等対応助成金(事業主向け)の申請書を受け付けています。

<電話番号> 0120-603999 <受付時間> 9時～21時(土日祝実施)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に関する問合せを受け付けています。

<電話番号> 0120-221276 <受付時間> 8時30分～20時(月～金)、17時15分(土日祝)

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談状況（令和2年2月14日～令和3年3月19日）】

	集計	令和2年											令和3年			
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3/1~3/19	
		相談者	合計	57,377 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	2,396 人	3,244 人
	事業主	44,893 人	74 人	1,079 人	7,390 人	6,687 人	5,873 人	3,615 人	3,138 人	2,812 人	2,417 人	2,183 人	2,112 人	2,742 人	2,771 人	2,000 人
	労働者	7,366 人	13 人	400 人	2,118 人	1,543 人	1,019 人	649 人	329 人	193 人	102 人	109 人	152 人	266 人	294 人	179 人
	社会保険労務士	3,425 人	15 人	169 人	708 人	963 人	238 人	158 人	195 人	132 人	133 人	143 人	121 人	187 人	180 人	83 人
	労働者の家族・知人	601 人	7 人	21 人	237 人	140 人	71 人	41 人	9 人	3 人	3 人	34 人	5 人	21 人	5 人	4 人
	その他（地方自治体・経済団体等）	1,092 人	1 人	95 人	359 人	421 人	65 人	40 人	25 人	15 人	13 人	12 人	6 人	28 人	11 人	1 人
相談内容	合計	58,927 件	117 件	1,946 件	11,328 件	10,086 件	7,493 件	4,573 件	3,745 件	3,182 件	2,687 件	2,495 件	2,414 件	3,297 件	3,283 件	2,281 件
	雇用調整助成金	42,798 件	29 件	733 件	6,251 件	6,767 件	5,669 件	3,464 件	3,107 件	2,770 件	2,385 件	2,150 件	2,124 件	2,713 件	2,647 件	1,989 件
	休業（休業手当等）	5,703 件	43 件	331 件	2,231 件	1,342 件	725 件	288 件	140 件	77 件	34 件	119 件	77 件	154 件	90 件	52 件
	賃金	1,482 件	0 件	26 件	534 件	411 件	233 件	129 件	39 件	21 件	10 件	11 件	12 件	31 件	17 件	8 件
	解雇・雇止め	1,388 件	5 件	46 件	405 件	368 件	196 件	108 件	66 件	47 件	35 件	15 件	22 件	39 件	22 件	14 件
	母性健康管理措置等	1,152 件				26 件	79 件	128 件	133 件	113 件	111 件	97 件	66 件	195 件	166 件	38 件
	休業支援金・給付金	991 件					155 件	259 件	135 件	69 件	54 件	32 件	25 件	45 件	136 件	81 件
	休暇（年次有給休暇含む）	615 件	6 件	139 件	205 件	115 件	75 件	25 件	16 件	6 件	2 件	6 件	8 件	8 件	3 件	1 件
	その他（労働時間・安全衛生等）	4,798 件	34 件	671 件	1,702 件	1,057 件	361 件	172 件	109 件	79 件	56 件	65 件	80 件	112 件	202 件	98 件
	業種	合計	57,377 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	2,396 人	3,244 人	3,261 人
製造業		11,566 人	23 人	298 人	1,542 人	1,311 人	1,304 人	1,071 人	906 人	844 人	839 人	779 人	716 人	792 人	682 人	459 人
飲食業		7,364 人	4 人	96 人	1,521 人	1,532 人	947 人	463 人	398 人	358 人	222 人	203 人	198 人	430 人	590 人	402 人
卸小売業		5,718 人	4 人	126 人	1,114 人	1,066 人	717 人	418 人	294 人	358 人	253 人	251 人	236 人	334 人	313 人	234 人
医療・福祉業		2,612 人	10 人	91 人	577 人	398 人	300 人	199 人	166 人	131 人	103 人	123 人	107 人	155 人	133 人	119 人
宿泊業		1,745 人	5 人	95 人	299 人	313 人	215 人	172 人	84 人	81 人	66 人	55 人	66 人	90 人	117 人	87 人
道路貨物運送業		1,348 人	3 人	16 人	151 人	144 人	169 人	108 人	112 人	98 人	96 人	94 人	92 人	107 人	92 人	66 人
道路旅客運送業		833 人	10 人	48 人	147 人	132 人	85 人	59 人	50 人	24 人	41 人	36 人	32 人	50 人	58 人	61 人
労働者派遣業		770 人	4 人	47 人	185 人	109 人	104 人	76 人	59 人	39 人	32 人	19 人	25 人	34 人	21 人	16 人
その他（業種不明含む）		25,421 人	47 人	947 人	5,276 人	4,749 人	3,425 人	1,937 人	1,627 人	1,222 人	1,016 人	921 人	924 人	1,252 人	1,255 人	823 人

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談における助言・指導事例

事例 1	新型コロナワクチン接種を原因とした不利益取扱いに係る助言・指導
概要	<p>申出人は1年毎の有期契約の看護師であるが、新型コロナウイルスのワクチン接種を断ったところ、事業主から退職を迫られ、事業主が作成した自己都合退職届へのサインを迫られた。また、事業主は、新型コロナウイルスのワクチンを接種しない労働者は4月以降自宅待機させ、その間の賃金は支払わないとも公言している。</p> <p>こういった事業主の強引な退職勧奨を止めてもらいたく、個別労働紛争解決促進制度を利用して、会社側と話し合いたい。</p>
助言・指導の内容・結果	<p>事業主に対し、労働契約法により「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その<u>契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない</u>（同法第17条）」と規定されているほか、裁判において、執拗で繰り返し行われる半強制的な退職勧奨は無効と判断される場合があることを説明した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）」に対する附帯決議において、</p> <p>「新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではない」</p> <p>と明記しているほか、「予防接種の任意性に関する質問主意書」に対する政府答弁書（内閣衆質204第35号）においても、政府の見解として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該予防接種については、国民自らの判断で受けるべきもの ・当該予防接種を受けていないことを理由として不利益な取扱いが行われることは適切ではない <p>と回答していることを例に挙げ、事業主に理解を求めた。結果的に、事業主は理解不足であったことを認め、退職勧奨や自宅待機させる等の不利益取扱いを行わないこととなり、雇用は継続することとなった。</p> <p>（備考）質問主意書とは</p> <p>国会議員は、国会開会中、議長を経由して内閣に対し文書で質問することができ、この文書を「質問主意書」と言います。質問しようとする議員は、質</p>

問内容を分かりやすくまとめた質問主意書を作り、議長に提出して承認を得る必要があります(国会法第 74 条)。内閣からの答弁は、原則として文書をもってなされ、これを「答弁書」と言います。答弁書は、各府省等で案文を作成し、内閣法制局の審査を経て閣議決定された後、議長に提出されます。(参議院 HP から抜粋)

※厚生労働省 HP においても

「新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。」

と記載し、注意喚起を行っている。

令和3年3月26日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課：佐藤、安部

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」について ～小学校休業等対応助成金「個人申請分」等の運用を開始します～

厚生労働省では、「小学校休業等対応助成金」(※)に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を、令和2年11月24日から令和3年3月31日までの期間、全国の都道府県労働局に設置しています。 ※制度の対象となる休暇の取得期間は令和2年2月27日～令和3年3月31日です。このことについて、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

1. 特別相談窓口の設置期間の延長

特別相談窓口の設置期間を、令和3年6月30日まで延長します。

2. 小学校休業等対応助成金の申請期限

令和2年9月30日までの休暇分は申請期限を経過しており、令和2年10月1日～同年12月31日の休暇分の申請期限は令和3年3月31日ですが、次のⅠ、Ⅱの場合は、申請期限経過後(令和3年6月30日まで)に申請することが可能です。

- ※ Ⅰ. 労働者からの特別相談窓口への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ. 労働者が特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

3. 小学校休業等対応助成金「個人申請分」等の運用開始

労働局からの本助成金の活用働きかけに事業主が応じていただけない場合に、

- ① 令和2年2月27日～同年3月31日の休みについては、本助成金を労働者が直接申請(個人申請分)
- ② 令和2年4月1日～令和3年3月31日の休みについては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を労働者が直接申請

により給付する運用を、本日より開始します(申請期限は令和3年6月30日です)。

【対象】

以下を満たすことを前提に、上記①②の期間に応じて、各制度の支給要件を満たす場合に、各制度の支給対象となります。

- ・ 助成金について労働局に労働者から相談があり、労働局から事業主に助成金活用・有給の休業付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと。
- ・ 小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない部分があること。
- ・ 小学校休業等対応助成金(個人申請分)及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記載や証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。また、②の期間の休業支援金・給付金の申請に当たっては、当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意すること。

【申請先】

都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」

※詳細は、別添のリーフレットをご参照ください。

<参考:厚生労働省HP>

- ・ 小学校休業等対応助成金の概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page07_00002.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。 ※1日当たり8,330円（R2.4.1以降に取得した休暇は15,000円）が支給上限。

- 制度の対象となる休暇の取得期間は令和2年2月27日～令和3年3月31日です（申請期限は下記）。

①令和2年2月27日～9月30日までの休暇	申請受付は原則として令和2年12月28日で終了
②令和2年10月1日～12月31日までの休暇	申請受付は原則として令和3年3月31日で終了
③令和3年1月1日～3月31日までの休暇	申請期限は令和3年6月30日

ただし、①②の期間については、次のⅠ、Ⅱの場合は申請期限を超過して申請することが可能（令和3年6月30日まで）です。詳細はホームページ（裏面記載）をご覧ください。

- Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」などのご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言などを受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

■労働者の皆さまへ

【相談窓口のご案内】

- ・都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。
- ⇒ ご相談は裏面の相談窓口一覧まで

■事業主の皆さまへ

【申請手続きおよび申請に関する相談窓口のご案内】

- 申請手続き、助成金の支給要件等の詳細について、下記のコールセンターでご相談に対応しています。助成金（事業主向け）の申請書類は、下記の受付センターまで郵送をお願いします。
- また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、申請書類の作成支援も全面的に行います。

小学校休業等対応助成金（個人申請分）等のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、以下の対応が可能です。

①令和2年2月27日～同年3月31日の休み	本助成金を労働者が直接申請（個人申請分）
②令和2年4月1日～令和3年3月31日の休み	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を労働者が直接申請

- 労働者の方が利用を希望する場合、都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください（裏面記載）。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、上記①②の期間に応じて、労働者の方から各制度の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。
- 個人申請分等の詳細は、裏面をご参照ください。

申請方法等のお問い合わせ	【コールセンター】※小学校休業等対応助成金について 0120-60-3999（フリーダイヤル）受付時間9:00～21:00 ※土日祝日含む
労働者からのご相談	【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』】 全国の相談窓口を裏面に記載していますのでご参照ください。
小学校休業等対応助成金（事業主向け）申請書の提出先	【受付センター】 〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター ※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。 ※事業主向け助成金の申請書提出先であり、個人申請分の申請書提出先ではありません。

個人申請分等について

Q どのような場合に、小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、各制度の支給要件を満たす場合に、各制度の対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない（※3）部分があること
※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
※3 年次有給休暇を取得した部分は通常通りの賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 小学校休業等対応助成金の個人申請分および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記載や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。また、令和2年4月以降分の休暇に係る新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たっては、当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意すること。

Q どこに申請すればよいですか？申請期限はいつですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。申請期限（特別相談窓口の設置期限）は令和3年6月30日です。

◎事業主の皆様へのお願い

- 小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
 - 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
- ⇒ 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、**個人申請分や休業支援金・給付金の申請に当たってご協力をお願いします。**



その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休業支援 検索

- 小学校休業等対応助成金について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和3年6月30日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和3年3月作成